

令和8年度 福島県流域下水汚泥処理計画書

1 目的・主旨

下水汚泥は速やかに処理しなければならないため、災害等不測の事態に備えると共に日々の安定した処理体制の構築を図る。

また、汚泥処理に係る費用を抑制しながら、国の施策に沿った肥料化を中心とした発生汚泥の有効利用の確保を目指す。

2 基本方針

- ・災害等不測の事態に備えて安定した処理体制の構築を図る。
- ・汚泥処理にかかる費用を抑える。
- ・国の施策や地域内循環として、県内での肥料化を優先するが、県内での全量肥料化ができない場合は、県外での有効利用（肥料化・セメント原料化）を図る。

3 処分先の優先順位

上記、基本方針に基づき、処分先の優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 県内の民間再資源化施設（肥料化施設）
- (2) 県外の民間再資源化施設（肥料化施設、セメント工場等）
- (3) 県内外の中間処理施設及び最終処分場（リスク対応）

4 放射能対策について

原発事故の影響により、県北浄化センター及び県中浄化センターにおいては今なお下水汚泥から 100Bq/kg 超の放射能が検出されていることから、受け入れ可能な処分先を確保する。

（基本的な運用条件）

- 100Bq/kg 未満など：セメント工場（各社独自の受入条件）
- 200Bq/kg 以下：肥料化施設（農林水産省消費・安全局長通知）
- 200Bq/kg 超：中間処理施設及び最終処分場

5 リスクの分散方法

- (1) 流域下水道 4 処理場及び白河・西郷全体で複数の再資源化施設・処分場を確保し、リスク軽減を図る。
- (2) 災害等不測の事態に対し、迅速に搬出ができるよう一定量の契約で焼却・埋立等の処分場を確保する。

6 調達方法

契約に先立ち、民間事業者の新規参入意向や汚泥処理に対する意見等を調査するため、サンディング型市場調査を実施する。